



つくばみらい市告示第148号

つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月19日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱（平成28年つくばみらい市告示第124号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第10条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とする。

第8条第1項中「第6条」を「第8条」に、「要綱」を「告示」に改め、同条第2項中「みらいりんぞう使用承認取消書（様式第4号）」を「みらいりんぞう使用承認取消書（様式第7号）」に改め、同条第3項中「第6条」を「第8条」に改め、「遵守しなかったとき」の次に「届出や承認無くみらいりんぞうを使用していたとき」を加え、「要綱」を「告示」に改め、同条を第10条とする。

第7条第2項中「みらいりんぞう使用（変更）承認書（様式第2号）」を「みらいりんぞう使用（変更）承認書（様式第4号）」を、使用の変更を承認しなかったときは、「みらいりんぞう使用（変更）不承認書（様式第5号）」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「第3条第1項」を「第5条」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」デザインマニュアルに定められたデザイン（色、形等）を正しく使用し、キャラクターイメージを損なうデザインの改変をしないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第6条に次の3号を加える。

(5) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(6) その使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(7) 使用期間終了日までにみらいりんぞう使用商品等販売状況報告書（様式第6号）を提出すること。

第6条を第8条とする。

第5条中「第3条第1項」を「第5条」に、「最初」を「翌々年」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とする。

第3条見出し中「承認」を「承認等」に改め、同条第1項中「みらいりんぞう使用（変更）承認書（様式第2号）」を「みらいりんぞう使用（変更）承認書（様式第4号）」を、使用を承認しないときは、みらいりんぞう使用（変更）不承認書（様式第5号）」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第2条本文中「みらいりんぞうを」を「営利を目的にみらいりんぞうを」に「みらいりんぞう使用承認申請書（様式第1号）」を「みらいりんぞう使用承認申請書（様式第2号）」に改め、同条ただし書及び各号を削り、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

（使用者）

第2条 みらいりんぞうは、次の各号のいずれかに該当する場合において、使用することができる。

- （1） つくばみらい市の事業又はつくばみらい市が認めた事業で使用するとき。
- （2） つくばみらい市の観光資源及び特産品の宣伝普及に寄与すると認められるとき。
- （3） つくばみらい市のイメージを広く周知することができるものと認められるとき。
- （4） 個人で使用するとき。
- （5） その他、市長が適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、みらいりんぞうの使用を禁止する。

- （1） 営利を目的とするとき。ただし、第4条の規定により市長が使用を認めたときを除く。
- （2） つくばみらい市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- （3） 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- （4） つくばみらい市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- （5） 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- （6） 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- （7） その他、市長が使用を不適當と認めるとき。

（使用届出）

第3条 営利を目的とせず、みらいりんぞうを使用しようとする者（以下「届出者」という。）は、みらいりんぞう使用届出書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1） つくばみらい市（附属機関を含む。）が業務の目的で使用するとき。
- （2） つくばみらい市内の教育機関等が教育の目的で使用するとき。

- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる範囲内において使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による届出を受けた場合は、その内容を審査し、使用を承認しないときは、みらいりんぞう使用（変更）不承認書（様式第5号）により届出者に通知するものとする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

みらいりんぞう使用届出書

年 月 日

つくばみらい市長 様

届出者 住所  
氏名  
電話番号

つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」を使用したいので、つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱第3条の規定により、次のとおり届出します。

使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
目的	
方法	
(フリガナ) 連絡先氏名	
連絡先	
添付書類	1 使用状況を示すレイアウト、スケッチ、原稿等 2 使用する際の企画書 3 その他

みらいりんぞう使用承認申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」を使用したいので、つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

使用期間	年 月 日 ～ 年 3月31日
目的	
方法	
(フリガナ) 連絡先氏名	
連絡先	
添付書類	1 使用状況を示すレイアウト、スケッチ、原稿等 2 使用する際の企画書 3 その他

様式第3号（第9条関係）

みらいりんぞう使用変更承認申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」の使用について内容を変更したいので、つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更する項目	
変更する内容	

様式第4号（第5条、第9条関係）

みらいりんぞう使用（変更）承認書

年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申請のあったつくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」の使用（変更）については、次のとおり承認したので、つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱第5条（第9条第2項）の規定により通知します。

承認番号	第 号
承認内容	<p>1 提出したみらいりんぞう使用（変更）承認申請書どおりに使用すること</p> <p>2 つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱を遵守すること</p> <p>3 その他</p>

様式第 4 号の次に次の 3 様式を加える。



様式第5号（第3条、第5条、第9条関係）

みらいりんぞう使用（変更）不承認書

年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申請（届出）のあったつくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」の使用（変更）については、次の理由により使用（変更）を承認しませんので、つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱第3条（第5条、第9条第2項）の規定により通知します。

不承認理由	
-------	--

様式第6号（第8条関係）

みらいりんぞう使用商品等販売状況報告書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付けで承認を受けた承認番号第 号に係る商品の販売状況について、つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱第8条第7号の規定により、下記のとおり報告します。

項目	内容
1 使用方法	<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> 包装 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 商品の種類	
3 商品名	
4 販売期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 販売総額及び内訳	
6 販路	<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> その他（ ）

※ 年度ごとに取りまとめ、使用期間終了日までに提出すること。

様式第7号（第10条関係）

みらいりんぞう使用承認取消書

年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付で承認したつくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」の使用については、次の理由により使用の承認を取り消します。  
なお、この通知を受けた日以降、承認を受けたキャラクター使用物件は使用できません。

承認番号	第 号
取消理由	

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱の規定は、令和5年7月26日から適用する。